

## 太田市金券取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の消費拡大による経済効果及び景気の浮揚を図るため太田市金券（以下「金券」という。）を発行することについて必要な事項を定めるものとする。

### (発行者)

第2条 金券の発行者は、太田市とし、その発行所を太田市浜町2番35号、太田市役所内に置く。

### (種類及び形式)

第3条 金券は、額面500円の単券形式とする。

2 金券は、偽造防止処理をされた用紙を使用して発行する。

### (使用期限)

第4条 金券の使用期限は、発行年度の翌年度の12月31日までとする。

2 使用期限を経過した金券は、無効とする。

### (取扱登録)

第5条 金券を使用することができる店舗等は、太田市内で店舗等を営む者で、太田市の募集に応募して、その登録を受けた者（以下「取扱加盟店」という。）とする。

2 取扱加盟店は、太田市作成のステッカー等を店頭に表示しなければならない。

### (金券の使用)

第6条 金券を使用することができる店舗等は、取扱加盟店に限るものとする。

2 取扱加盟店は、その販売等に際し金券の提示を受けた場合は、金券の額面に応じた取引を行うものとする。ただし、釣銭は支払わないこととする。

### (金券による販売)

第7条 取扱加盟店は、消費者が金券で商品等を購入し、又はサービスを受けようとする場合には、現金と同様に取り扱うものとする。

2 取扱加盟店は、消費者が使用した金券の裏面に、取扱加盟店の電話番号及び店名を記入するものとする。

3 金券は、次に掲げる物品又は役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産及び金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 国税、地方税、使用料等の公租公課
- (7) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む。）
- (8) 宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱加盟店以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
- (9) 特定の宗教又は政治団体と関わるもの
- (10) 公序良俗に反するもの
- (11) その他取扱加盟店が指定するもの

（換金手続）

第8条 取扱加盟店は、太田市の指定する換金手続日及び換金取扱所において金券の換金手続を行うものとする。

2 太田市は、換金手続のために金券を持参した取扱加盟店に対して受領書を交付するものとする。

3 換金は、取扱加盟店の指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（換金期限）

第9条 金券の換金期限は、その金券の使用期限の翌年の3月31日までとする。ただし、3月31日が土曜日に当たる場合は、その前日までとし、日曜日に当たる場合は、その前々日までとする。

2 換金期限を経過した金券は、無効とする。

（換金取扱所）

第10条 換金取扱所は、次の場所に置く。

(1) 産業政策課

(2) 太田行政センター、九合行政センター、沢野行政センター、葦川行政センター、鳥之郷行政センター、強戸行政センター、休泊行政センター、宝泉行政センター、毛里田行政センター、尾島行政センター、木崎行政センター、生品行政センター、綿打行政センター及び藪塚本町行政センター（以下「各行政センター」という。）

（換金手続日）

第11条 換金手続日は、産業政策課にあつては毎月第2及び第4木曜日並びに太田市がほかに定める日とし、各行政センターにあつては毎月第2及び第4水曜日とし、取扱時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、換金手続日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日とする。

(金券事故等)

第12条 金券保管中に紛失、盗難、破損その他の事故が発生した場合は、消費者及び取扱加盟店がその責めを負うものとし、発行者は、一切その責めを負わないものとする。

2 消費者及び取扱加盟店は、金券を転売し、偽造し、又は不正に使用してはならない。

3 その他不測の事態が生じたときは、太田市で協議する。

(換金済金券の管理)

第13条 換金済の金券は、発行者が金券の一部に裁断等の処置を行い、太田市において保管するものとする。

(換金済金券及び受領書(控)の保存年限)

第14条 換金済金券及び受領書(控)の保存年限は、次のとおりとする。

(1) 換金済金券の保存年限は、換金期限満了日から1年とする。

(2) 受領書(控)の保存年限は、5年とする。

(その他)

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市金券取扱要綱(平成10年12月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに発行された太田市金券については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日の前に換金手続が行われた金券に係る保存年限については、改正後の第14条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。